

令和6年度 福岡支部事業実施結果について

2025年7月

令和6年度 福岡支部の重点施策

分野	令和6年度 福岡支部の重点施策						担当 グループ	該当 ページ		
基盤的 保険者機能 の盤石化	1	業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上						業務	3	
	2	柔道整復施術療養費の照会業務等の強化						業務	4	
	3	レセプト点検の精度向上						レセプト	5	
	4	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化						レセプト	6	
戦略的 保険者機能の 一層の発揮	5	第3期 データヘルス計画の 着実な実施	1	特定健康診査及び 特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	7
							2	被保険者（事業者健診データ取得）	保健	7
							3	被扶養者（特定健診）	保健	7
					2	保健 指導	1	被保険者	保健	7
							2	被扶養者	保健	7
					2	生活習慣病の重症化予防事業（未治療者重症化予防事業含む）				
	3	コラボヘルスの推進						企画総務	9	
	6	医療資源の適正使用促進						企画総務	10	
	7	加入者等の理解促進（広報活動）						企画総務	11	
	8	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）						企画総務	12	
9	地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信						企画総務	13		

項番	令和6年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上	A
2	柔道整復施術療養費の照会業務等の強化	A
3	レセプト点検の精度向上	B
4	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	A
5-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	B
5-2	生活習慣病の重症化予防事業（未治療者重症化予防事業含む）	A
5-3	コラボヘルスの推進	A
6	医療資源の適正使用促進	S
7	加入者等の理解促進（広報活動）	C
8	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	B
9	地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	B

「自己評価」について

令和6年度の事業進捗度・達成度を以下の基準で自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 業務の標準化・効率化・簡素化の推進と生産性の向上

【事業内容】

- 業務処理体制の強化
業務マニュアル等の徹底による業務の標準化・効率化・簡素化の推進
業務量の多寡や優先度に対する事務処理体制の構築
- 意識改革の徹底
ユニットミーティングの実施、面談の実施頻度増加等によるコミュニケーションの活性化

【K P I】 サービススタンダードの達成状況を100% ※サービススタンダード：受付日以降10営業日以内に支払うこと（対象：傷病手当金他3届書）

実施結果

◆ サービススタンダードの達成状況（年間）100% <達成>

- 業務の標準化や簡素化に取り組み、業務マニュアルに沿った事務処理を徹底した。
- 主担当以外の審査を計画的に毎日実施することで職員の審査スキルの多能化に取り組んだ。
- 申請書の受付件数の多寡に応じた事務処理体制を毎日指示出しすることで、業務の効率化につなげた。
- 事務処理進捗確認を毎日徹底することで事務処理遅延の発生を防いだ。
- ユニットミーティングや1on1面談を実施することで職員や契約職員とのコミュニケーションを深めた。

今後の見通し

- 職員個人ごとの審査スキルの棚卸確認の内容から、主担当のジョブローテーションや主担当以外の審査を今後も計画的に実施することで、多能化強化と更なる業務の効率化と生産性の向上に取り組む。
- ユニットミーティングや1on1面談の実施頻度を増加し、職員や契約職員間のコミュニケーションを深めることで勉強会等での意見交換を行い、グループ全体の活性化を図る。

職員個人ごとの審査スキルの棚卸確認の内容から、主担当のジョブローテーションや主担当以外の審査を継続して実施することで、職員の審査スキルの多能化やグループ全体の生産性の向上につながり、支払平均所要日数が令和5年度6.95日から令和6年度5.41日に短縮できた。

申請書の多寡に応じた事務処理体制の指示出しと事務処理進捗管理を毎日徹底した結果、年間を通じてサービススタンダードを達成した。

自己評価：A

2. 柔道整復施術療養費の照会業務等の強化

【事業内容】

● 適正受診の促進

正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施

● 加入者・施術者への照会業務等の強化

負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診を抑制するために、多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施

【目標】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合（件数）について前年度（1.08%）以下

実施結果

◆ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合（件数） **1.06% <達成>**

- 事業所向け広報誌「協会けんぽふくおかだより」に適正受診啓発広報を掲載した。また、適正受診の促進に向けて、3部位かつ5日以上施術対象者、頻回施術対象者、長期施術対象者に対して患者照会を実施し、適正受診を促すチラシを同封した。（請求件数に対する照会割合:4.09%、全国3位）。
- 申請内容に疑義のある施術管理者に対し面接確認（2件）を実施したほか、厚生局への情報提供（1件）を行った。また、頻回受診等、施術所ごとに違う視点での注意喚起文書を152の施術所に対し送付した結果、108の施術所に改善がみられた。

今後の見通し

- 引き続き、主に3部位かつ5日以上施術対象者に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者等にかかる照会を行い、適正受診について周知を図る。
- 柔整審査会では審査観点を増やし、疑義があると判断した施術所へは注意喚起文書を送付するとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認や厚生局への情報提供を積極的に行い、更なる適正化を目指す。

全国的に申請件数が増加する中、福岡支部の申請件数と3部位かつ月15日以上施術の申請件数はともに前年度と比べてほぼ横ばいであった。

複数月の申請傾向を踏まえた施術管理者への注意喚起文書の送付、不正疑いのある施術所への面接確認の実施、前年度を上回る患者照会（適正受診チラシ同封）を行ったこと等により支部目標は達成した。

自己評価：A

3. レセプト点検の精度向上

【事業内容】

- 内容点検行動計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上
- システムを活用した効率的な点検の実施及び支払基金との連携

※内容点検：診療内容に係る診療報酬明細書の点検

【K P I ①】協会のレセプト点検の査定率 前年度（0.160%）以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数の割合

【K P I ②】協会の再審査レセプト1件当たり査定額 前年度（7,558円）以上

実施結果

◆① 内容点検査定率：0.138% <未達>

◆② 再審査レセプト1件当たり査定額：8,712円 <達成>

- 効果的かつ効率的なレセプト点検
 - ・ 誤りが疑われるレセプトを抽出するシステム（自動点検マスタ及び汎用任意テンプレート）のメンテナンスを毎月実施した。
 - ・ 再審査結果データの分析結果と効率的に点検できるよう加工したデータを点検員に展開した。
- 点検員のスキルアップ
 - ・ 点検員個々の実情に応じた面談指導を実施した。
 - ・ 審査医師及び外部講師による研修を実施した。
- 支払基金との連携
 - ・ 毎月の対面による定例協議により疑義及び支部間差異の解消を図った。

今後の見通し

- さらに効率的・効果的な点検を推進していくため、令和6年度 of 取組の評価・検証をしっかりと行い、課題の洗い出しと改善に向けた具体的な個別指導を強化する。

査定率は目標を達成することができなかった。各点検員が自身の課題を理解し工夫や努力を重ねてはいるが、査定に繋がらなかったことを受け止め、さらなるスキルアップが重要である。点検員に高額査定の重要さは浸透しており、点数を意識した点検を実施した結果、1件当たり査定額は目標を達成することができた。

自己評価：B

4. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

【事業内容】

- 保険証回収 . . . 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施
- 債権回収 . . . 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施

【K P I ①】 保険証回収率 前年度（82.44%）以上

※日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の回収率 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまで（R6.11まで）の取組

【K P I ②】 返納金債権回収率 前年度（60.39%）以上

※診療報酬返還金（不当請求）を除く債権

実施結果

◆① 保険証回収率：82.41% <未達>

- 保険証早期返納を広報誌等への掲載等により周知した。
- 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書および電話催告を実施した。
- 未返納が多い事業所又は社労士に電話催告を実施した。

◆② 返納金債権回収率：63.44% <達成>

- 電話番号が判明している債務者に対して納付期限前に電話催告し、早期回収に努めた。
- 支部独自の取組として、国民健康保険等との保険者間調整の文書勧奨を165件（令和6年8月から開始）実施した。
- 10万円以上の高額債権に対しては、強化体制を構築し早期解決に繋げた。

今後の見通し

- マイナ保険証への迅速な情報連携を推進するため、資格関係届の速やかな提出を促すための周知広報を実施する。
- 債権の管理回収を徹底し、最終催告・電話催告・法的手続き・保険者間調整に加え、弁護士名催告を効果的に活用する。
- 電話番号不明者に対し、定期文書催告を漏れなく実施するとともに、住所不明者の住所調査を定期的の実施し、催告文書を確実に送達する。

保険証の回収率は、事業所や加入者への積極的な広報、早期回収のための文書・電話催告を実施したが、KPIの達成に至らなかった。
返納金債権の回収率は、高額債権を中心に電話による債務者への対応強化及び保険者間調整の活用推進を強化したことが、KPI達成に繋がった。

自己評価：A

5-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組
- 特定保健指導の受診率向上に向けた取組

【K P I】生活習慣病予防健診実施率 61.0%以上、事業者健診データ取得率 9.0%以上、特定健康診査実施率 26.5%以上

【K P I】特定保健指導実施率 被保険者26.2%以上、被扶養者19.4%以上

実施結果	対象者		実施人数	前年度比	実施率	主な取り組み
	生活習慣病予防健診	被保険者	453,296	104.8%	58.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関の実施計画に基づく進捗管理（171機関） ・25会場で集団健診実施（延べ106日間） ・個別受診勧奨の実施（49,550件）
	事業者健診データ					
	特定健康診査	被扶養者	45,785	98.3%	25.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携によるがん検診との同時実施を59市町村において実施（延べ528日間） ・アクセスのよい会場での協会主催の集団健診実施（延べ162日間） ・個別受診勧奨の実施（55,100件）
	特定保健指導	被保険者	評価	23,198	105.0%	23.9%
被扶養者		評価	884	139.0%	23.8%	

今後の見通し

<健診> 被保険者は、引き続き生活習慣病予防健診の広報を強化するとともに、令和8年度からの人間ドック健診等について準備を進めていく。生活習慣病予防健診未利用の事業所については、事業者健診データの早期のデータ提供を促す。被扶養者は、市町村とのコラボ健診や協会主催の集団健診について、オプション検査の充実や利便性の向上を図ることにより実施人数を増加させる。

<指導> “量の拡大”と“質の向上”のため、引き続き健診当日の初回面談を推進するとともに、リモート面談などを活用し、対象者のニーズに応じた利用機会の拡大を図る。また、健診機関向けのワーキング等を通じて、継続率や改善率の向上に取り組む。

健診実施率向上に向けて、健診実施機関への働きかけや業態を絞った受診勧奨等を実施し、年度当初に設定した実施見込者数を達成した。また、被扶養者の集団健診では、実施枠の拡大等により受診者数が令和5年度の実績を上回った。さらに、特定保健指導については、健診当日の初回面談が実施できる体制づくりを進めてきたことにより、実施件数は初回面談・実績評価ともに令和5年度の実績を上回り、被扶養者は、K P Iを達成した。

自己評価：B

5-2. 生活習慣病の重症化予防事業（未治療者重症化予防事業含む）

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施
- 糖尿病性腎症重症化予防への取組を拡大・継続する

【K P I】 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度（33.2%）以上

実施結果

◆ 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合 **34.2% <達成>**

令和5年度健診分（令和5年10月～令和6年9月勧奨通知発送）

- 糖尿病・高血圧症未治療者（42,839名）に対する受診勧奨について、24,457名に対して文書による受診勧奨を実施した。更に、上記のうち未受診者および未回答の14,471名に対して、直営の保健師及び外部委託により電話勧奨を実施した結果、健診受診月から10か月以内に14,667名が受診した。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業について、前年度に引き続いて福岡市・糸島市・粕屋地区・筑紫地区において実施した。対象者1,479名に対し参加勧奨、87名がプログラムを開始した。

今後の見通し

- 未治療者に対する早期受診勧奨について、健診当日の受診勧奨を推進することにより早期の医療機関への受診につなげる。また、未治療者へ文書及び電話勧奨を実施し、健診受診月から10か月以内の医療機関への受診につなげる。
- 糖尿病性腎症重症化予防について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、市町村やかかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨は、委託事業者との定期的な打ち合わせ、進捗管理の徹底に加え、直営保健師による受診勧奨を滞りなく実施したことによりKPIを達成した。

糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和5年度の結果を踏まえ、対象者の拡大や勧奨期間を延ばすことにより、初回面談数は令和5年度の実績を上回った。

自己評価：A

5-3. コラボヘルスの推進

【事業内容】

- 事業所カルテを活用した登録勧奨と各種媒体を通じた周知広報により、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録事業所の拡大を図る
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る（健康づくり実践アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所認定）

【K P I】健康宣言事業所数 4,900事業所以上

実施結果

◆健康宣言事業所数 5,063事業所<達成>

- 健康宣言事業所の獲得と基本モデルの普及・推進を目的に、SNSや広報誌等を活用した周知広報及び事業所カルテを活用した文書勧奨、生命保険会社との連携を推進するとともに、福岡県商工会議所連合会と健康づくりにかかる協定を締結した。
- 県と連携した健康づくり実践アドバイザーの派遣を352事業所へ行い、取組の質の向上を図った。
- 令和6年度健康づくり優良事業所として、893事業所（対前年比+106件）を認定した。（うちゴールド認定は137事業所）
- 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2025として、483事業所が認定された。（対前年比+58件）
また、九州経済産業局主催の健康経営セミナーに登壇し、健康宣言の募集及び周知広報を行った。
- 事業所のヘルスリテラシー向上を目的に、健康機器（血管年齢測定器）を183事業所へレンタル。
- 健康宣言事業所の喫煙者を対象に禁煙支援プログラムを提供。当初の目標値（100名参加）を大幅に下回ったが、22名がプログラムに参加し、プログラム終了時に6名が禁煙に成功した。また、レセプト・健診データ等の分析に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞の疾病発症確率が高い喫煙者を対象に、各疾病の発症リスクを記載した個別の禁煙勧奨通知を30,000件通知した。

今後の見通し

- 健康宣言事業の周知広報や登録勧奨を進めるとともに、経済団体及び業界団体との連携の強化、顔の見える関係性の構築に努め、健康宣言事業所の拡大・取組の質の向上を図る。また、各種広報媒体や健康づくり実践アドバイザーを活用し、基本モデルの普及促進を図る。
- 健康づくり優良事業所認定事業所の取組事例集を作成し、健康づくりの好事例の共有により、取組の底上げにつなげる。
- 禁煙勧奨通知の効果検証と効果的な禁煙支援プログラム実施に向けた対象者、周知方法の見直しを行い、喫煙対策を推進する。

健康宣言事業所を獲得するために、SNSや広報誌による周知広報や、事業所カルテを活用した文書勧奨、及び生命保険会社との連携による登録勧奨等を積極的に行いK P Iを達成した。また、健康づくり実践アドバイザーの派遣や電話、訪問による基本モデルへの切り替え勧奨を行い、健康づくりの質の向上を図るための取組と基本モデルの普及を促進した。

自己評価：A

6. 医療資源の適正使用促進

【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ 医療機関及び調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる情報提供を実施する
- バイオシミラーの使用促進
 - ・ バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関訪問を行い、使用促進にかかる取組方法の確立や効果検証を行う

【K P I】ジェネリック医薬品使用割合を前年度末（84.5%）以上（令和6年度末時点）

実施結果

◆令和7年2月の使用割合 89.4% <達成見込み>

- 健康保険委員文書勧奨時にプロスポーツクラブとコラボしたジェネリック希望シールを同封し、普及促進を実施した。
【ジェネリック希望シール配付数 ソフトバンク版：12,500枚、アビスパ福岡版：2,600枚、ギラヴァンツ北九州版：15,000枚】
- 支部使用割合に対しマイナスの影響度が大きい医療機関・調剤薬局へ「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」（※1）を送付した。
（医療機関239件、調剤薬局176件）（※1）対象機関のジェネリック医薬品処方状況等、医薬品実績リスト
- 医療機関のバイオ医薬品の使用状況についてデータ分析を行い、福岡支部の状況把握を行った。また、福岡支部におけるバイオ医薬品の使用数量等の多い5医療機関に対して、バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関訪問を行い、各医療機関の現状や使用促進に向けた課題など、今後の取組につながる情報をヒアリングできた。
- 福岡県や医師会・薬剤師会・病院薬剤師会等を訪問し、ジェネリック医薬品及びバイオシミラー使用促進事業にかかる取組状況について情報共有を行うとともに、今後の取組についてアドバイスをいただくなど、関係団体との関係性を深めることができた。

今後の見通し

- バイオシミラーの使用促進において、令和6年度の取組結果を踏まえ、医師・薬剤師向けのセミナーを開催するとともに、認知度向上を目的とした患者向けの啓発資料を作成し、引き続き医療機関への働きかけや周知広報を行う。
- 医療機関・調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品に関するお知らせを送付し、切替えの促進に資する情報提供を行う。
- ジェネリック医薬品の使用割合について、数量ベースだけでなく国の副次目標（2029年度末までに金額ベースでのシェア率を65%以上とする）である金額ベースの動向についても注視し、使用促進を実施する。

ジェネリック医薬品使用割合の向上に向けて、健康保険委員の文書勧奨等を通じて加入者・事業主を対象としたジェネリック希望シールの普及を促進した。また、医療機関・調剤薬局へのジェネリック医薬品に関するお知らせ送付や令和6年10月からのジェネリック医薬品のある先発医薬品の選定療養制度が開始したことに伴う使用割合の急増により、K P I を達成する見込みである。

自己評価：S

7. 加入者等の理解促進（広報活動）

【事業内容】

- 各種広報媒体を活用し、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する
 - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
 - ・LINE
 - ・メールマガジン
 - ・ホームページ
- メールマガジン配信件数及びLINE友達数の拡大を図る
- 将来の健康保険制度を担う次世代層の小学5年生及び中学2年生（福岡県内）を対象に、家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の健康づくりや医療費適正化にかかる意識の向上を図ることを目的に、医療費の仕組みや健康づくりをテーマにした「かべ新聞コンクール」を実施する

【目標①】メルマガ配信件数 14,460件以上

【目標②】LINE友達数 1,000人以上

実施結果

◆①メルマガ配信件数 14,029件<未達>

◆②LINE友達数 717人<未達>

- 支部広報媒体及び本部作成のリーフレットのほか、関係団体会報誌やSNS広告も活用し、「マイナ保険証の利用促進、健康づくりサイクルの定着、保険料率（インセンティブ制度等）、コラボヘルス、上手な医療のかかり方等」を主な広報テーマとして重点的に情報を発信した。
- 令和6年11月から公式LINEアカウントの運用を開始し、健康情報及び健康レシピやコラボ健診の発送案内など、加入者に役立つ情報配信を行った。また、登録方法と配信内容を分かりやすく掲載したメルマガ・LINE登録チラシを作成し、各種機会を活用して登録勧奨を行った。
- 第5回健康かべ新聞コンクールの実施（対象は県内の小学5年生（約45,000名）・中学2年生（約45,000名） 計約90,000名）
[応募総数] 3,514件（小学5年生2,077件・中学2年生1,437件）（対前年比+507件）

今後の見通し

- 第6期アクションプランに基づく、令和7年度広報の重点項目について各種広報媒体を活用して積極的に広報する。
「マイナンバーカードと保険証の一体化、健診体系の見直し、保険料率（インセンティブ制度）、電子申請の利用促進等」
- メルマガ・LINEの登録者数について、増加につながる効果的な広報内容やターゲットについて分析を行い、登録者数の拡大を図る。
- 令和7年度 第6回健康かべ新聞コンクールは、引き続き、県内の小学5年生及び中学2年生を対象として実施する。

本部広報計画を踏まえて作成した支部広報計画に基づき、支部広報媒体や有料広告のほか、関係団体へも積極的に広報協力を行い、重点広報テーマである健康づくりサイクルの定着やマイナンバーと健康保険証の一体化等について広報を行った。令和6年度より新たに開始した公式LINEアカウントによる情報発信について、加入者へ直接届く広報としてメールマガジンとあわせて推進したが、登録数の目標を達成することができなかった。

自己評価：C

8. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした研修会や専用広報誌の提供を通して情報発信及び制度周知を行う
- 健康保険委員未委嘱事業所への訪問および文書・電話勧奨等を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する

【K P I ①】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 61.0%以上

【K P I ②】健康保険委員の委嘱事業所数 前年度（18,428事業所）以上

実施結果

◆①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 60.99% <未達>

◆②健康保険委員の委嘱事業所数 22,086事業所 <達成>

- 健康保険委員の各種勧奨を通じ、年度末の健康保険委員委嘱者数は22,472名（前年度比+3,662名）
 - ・文書勧奨のみ（新適事業所/4,052件、既存事業所/49,000件実施 被保険者数2~300人）
 - ・外部委託による文書送付後の電話・訪問勧奨（文書：4,078件、電話：3,260件、訪問：304件）
- 労働局等と共同で「メンタルヘルス対策セミナー」を県内4会場で開催（7~8月）（計383名出席）
- 健康保険委員研修会について、基礎的内容と応用的内容に分けて県内4会場で計8回開催（9~11月）（計613名出席）
 - ※ホームページでYouTube動画掲載（11月 256回視聴）
- 専用広報紙「KENPO'S通信」を発行（計4回）し、制度周知及び健康情報等を発信した。
- 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、94名の方々を表彰した。

今後の見通し

- 健康保険委員研修会や労働局等との共同での「メンタルヘルス対策セミナー」など、引き続き健康保険委員のニーズを踏まえた研修会を実施するとともに、研修会を通じてマイナ保険証の利用促進や健康づくりの啓発を行う。
- 各種広報媒体や様々な機会を活用した健康保険委員の登録勧奨を行い、健康保険委員の委嘱拡大を図る。
- 専用広報誌を活用し、健康保険委員へ積極的な情報発信を行い、加入者等の理解促進につなげる。

全被保険者数に占める健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合についてKPIを達成することができなかったが、文書・電話・訪問勧奨を積極的に実施し、委嘱事業所数については大幅に増加した。また、健康保険委員研修会は、講義内容を基礎的内容と応用的内容に分けて8回開催し、より効果的・効率的な情報提供を実施した。

自己評価：B

9. 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

【事業内容】

- 地域医療構想調整会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差やその要因等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う
 - 医療費・健診データの分析結果を踏まえ、支部の健康課題等について、加入者・事業主へ情報発信を行う
- 【目標】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

実施結果

◆医療データ等を活用した意見発信あり<達成>

「北九州」区域の地域医療構想調整会議において、福岡支部加入者の時間外受診にかかる年齢別の受診状況のデータを踏まえ、上手な医療のかかり方の啓発と、加入者が安心して受診できる医療提供体制を確保していくよう意見発信を行った。

- 国保運営協議会にて、国から示されている保険料水準の統一化に向けた県の今後の方向性の確認や、社会保険の適用拡大による協会けんぽ財政への影響を踏まえ、国保における財政上の影響等について確認を行った。
- 支払基金審査運営協議会や医療協にて、適正な事務取扱を行うよう保険者として意見発信を実施するほか、ジェネリック医薬品使用促進協議会では、バイオシミラー使用促進にかかる取組状況や令和7年度取組予定の事業について情報提供を行い、事業実施における関係団体への協力要請を行った。
- 支部広報誌にて、福岡支部加入者の一人当たり医療費のデータを踏まえた糖尿病の重症化予防の啓発を行ったほか、時間外受診にかかる年齢別の受診状況及び医療費の時間外加算のデータを活用し、こども医療電話相談事業等の周知啓発を行った。

今後の見通し

- 地域医療構想調整会議の動向を注視しつつ、地域医療構想の実現の円滑化に向けて医療データ等を活用した意見発信を実施する。
- 国保運営協議会等では、引き続き加入者視点に立ち、健診・保健指導の推進や医療費適正化の取組の推進等について意見発信を行う。
- 医療費・健診データの分析結果に基づき、上手な医療のかかり方の啓発や健康づくりの取組の重要性について情報発信を行う。

時間外受診にかかる年齢別の受診状況のデータを踏まえ、地域医療構想調整会議にて加入者が安心して受診できる医療提供体制の確保を求める意見発信を行うとともに、支部広報誌を活用した上手な医療のかかり方の啓発を行うなど、エビデンスに基づく意見・情報発信を行った。

自己評価：B

基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	令和6年度 KPI	令和6年度結果	
1. サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100%	達成
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度(96.6%)以上とする。	96.8%	達成
2. レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度(0.160%)以上とする。 (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会の医療費総額	0.138%	未達
	② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度(7,558円)以上とする。	8,712円	達成
3. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度(60.39%)以上とする。	63.44%	達成
	② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度(82.44%)以上とする。 ※ マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする。	82.41%	未達

戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	令和6年度 KPI	令和6年度結果	
1. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を61.0%以上とする。	58.6%	未達
	② 事業者健診データ取得率を9.0%以上とする。	8.0%	未達
	③ 被扶養者の特定健診実施率を26.5%以上とする。	25.9%	未達
2. 特定保健指導実施率及び質の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を26.2%以上とする。	23.9%	未達
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を19.4%以上とする。	23.8%	達成
3. 重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度(33.2%)以上とする。	34.2%	達成
4. コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を4,900事業所(※)以上とする。 (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数。	5,063事業所	達成
5. 医療資源の適正使用促進	全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度(84.5%)以上とする。 (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする。	89.5%	達成
6. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を61.0%以上とする。	60.99%	未達
	② 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度(18,428事業所)以上とする。	21,785事業所	達成

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	令和6年度 KPI	令和6年度結果	
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。	8.6%	達成